

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

彦根市準備委員会

設立総会・第1回総会



日時 令和2年(2020年)1月27日(月)

午後2時

会場 彦根ビューホテル レイクビューホール

湖国の感動 未来へつなぐ



キャップイー

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2024



チャップイー

目 次

○設立総会

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要 . . . P 2

彦根市開催競技および開催予定施設 . . . P 4

開催準備経過 . . . P 5

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
開催に向けたスケジュール . . . P 9

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
彦根市準備委員会組織図 . . . P 10

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
彦根市準備委員会設立趣意書 . . . P 11

第1号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
彦根市準備委員会会則（案） . . . P 12

第2号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
彦根市準備委員会名簿（案） . . . P 17

○第1回総会

第1号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
彦根市開催基本方針（案） . . . P 25

第2号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
彦根市準備委員会総会から常任委員会への委任事項（案） . . . P 26

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
彦根市準備委員会事務局規程 . . . P 27

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市準備委員会設立総会次第

1 開会

2 設立発起人紹介

3 設立発起人代表あいさつ

4 説明事項

- ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要
- ・彦根市開催競技および開催予定施設
- ・開催準備経過
- ・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュール
- ・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会組織図

5 報告事項

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会設立趣意書

6 仮議長選出

7 議事

第1号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会会則（案）について

第2号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会名簿（案）について

8 閉会

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会）は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障害のある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年から知的障害のある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

2 大会名称、愛称、スローガン

国民体育大会は、令和5年に開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ（こくすぽ）となります。

令和6年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会については、愛称を「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」、スローガンを「湖国の感動未来へつなぐ」とされています。

3 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および市町村に、その他の関係団体を加えたものとなります。

4 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

- ・開催時期：9月中旬～10月中旬
- ・開催期間：11日間以内

【全国障害者スポーツ大会】

- ・開催時期：原則として国スポの直後
- ・開催期間：3日間

5 実施予定競技

【国民スポーツ大会】

滋賀県で開催される第79回大会における実施予定競技は次のとおりです。

(1) 正式競技 (37 競技)

①毎年実施競技 (36 競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

②隔年実施競技 (2 競技のうち1 競技を実施)

ボクシング、クレール射撃 (第79回大会ではボクシングを実施)

(2) 特別競技 (1 競技)

高等学校野球 (硬式および軟式)

(3) 公開競技 (7 競技)

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(4) デモンストレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目を決定されます。(例：少林寺拳法、オリエンテーリング、ダンススポーツ等)

【全国障害者スポーツ大会】

滋賀県で開催される第24回大会における実施予定競技は次のとおりです。

(1) 正式競技 (14 競技)

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

(2) オープン競技

滋賀県実行委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省による協議の上、決定されます。(例：肢体障害者ボウリング、ブラインドテニス、精神障害者フットサル等)

彦根市開催競技および開催予定施設

【国民スポーツ大会】

競技名	種別	開催予定施設	開催形式
陸上競技	全種別	(仮称) 彦根総合運動公園陸上競技場	単独開催
ハンドボール	成年男子 成年女子 少年女子	(仮称) 彦根市新市民体育センター 彦総グリーンアリーナ(彦根総合高等学校 体育館)	共催 (近江八幡市)
弓道	全種別	(仮称) 彦根市新市民体育センター	単独開催
なぎなた	全種別	パナソニック株式会社アプライアンス社 彦根工場多目的ホール	単独開催

【全国障害者スポーツ大会】

競技名	障害区分	開催予定施設	開催形式
陸上競技	身体障害 知的障害	(仮称) 彦根総合運動公園陸上競技場	単独開催

開催準備経過

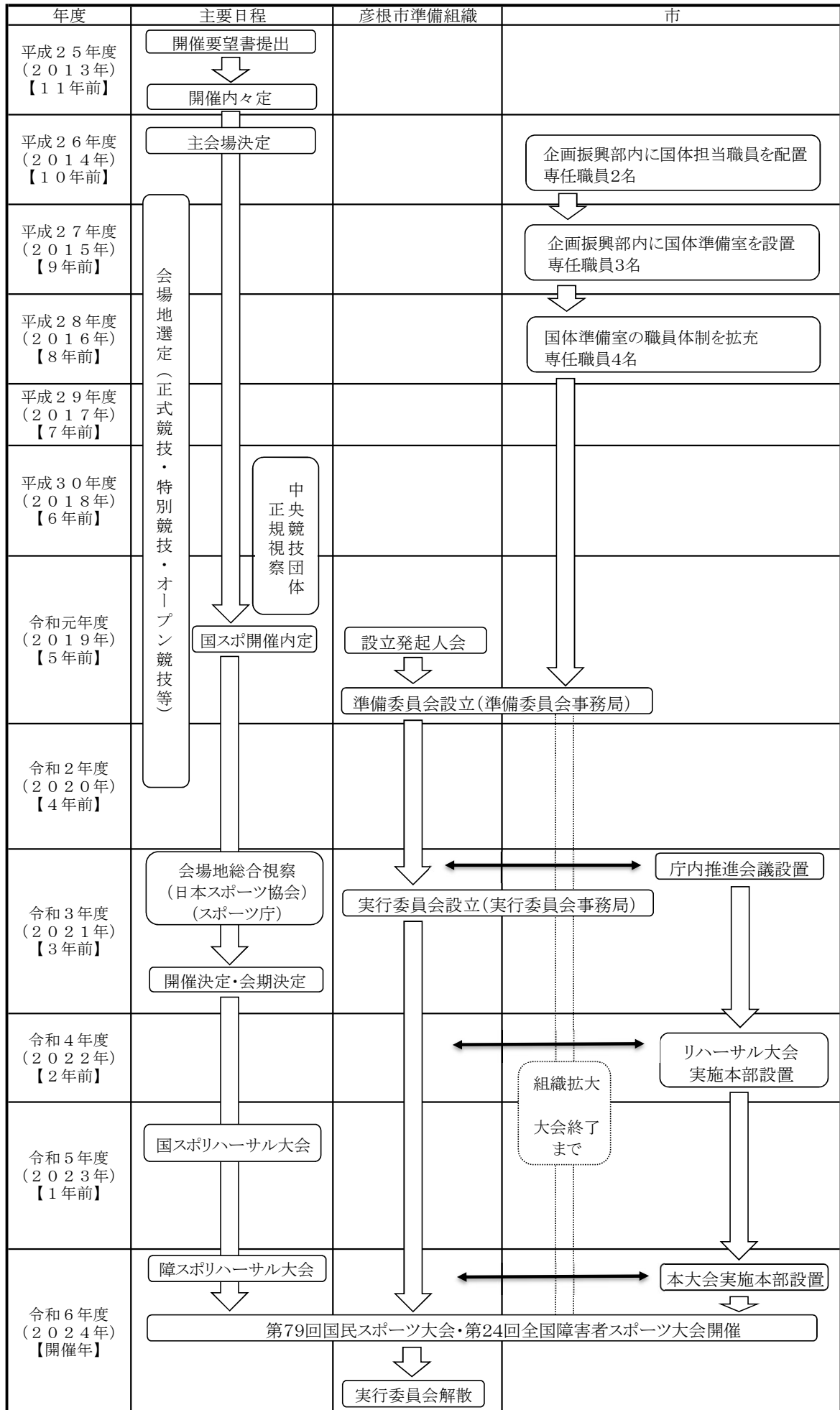
年 月 日	経 過 概 要
平成25年 2月14日	県知事が県議会（平成25年2月定例会）の提案説明において、第79回国民体育大会を招致したい旨を表明
平成25年 3月22日	県議会（平成25年2月定例会）において、「第79回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成25年 4月11日	滋賀県が文部科学大臣および公益財団法人日本体育協会会長に対し、「第79回国民体育大会開催要望書」を提出
平成25年 7月24日	公益財団法人日本体育協会の理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
平成25年10月31日	第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会設立総会・第1回総会および第1回常任委員会の開催
平成26年 5月26日	第1回国体開催準備市町担当者連絡会開催
	第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会第2回常任委員会および第2回総会開催
	<u>主会場【総合開・閉会式、陸上競技】を彦根総合運動場に決定</u>
平成26年 7月 1日	<u>企画振興部内に国体準備担当職員を配置（専任職員2名）</u>
平成26年10月16日	第69回国民体育大会「長崎がんばらんば国体」【諫早市】視察
～18日	
平成26年11月14日	第69回国民体育大会「長崎がんばらんば国体」【諫早市】視察
～15日	
平成26年11月20日	第2回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成27年 4月 1日	<u>企画振興部内に国体準備室を設置（専任職員3名）</u>
平成27年 4月24日	第3回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成27年 8月31日	第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会第3回常任委員会および第3回総会開催
平成27年 9月24日	第70回国民体育大会「紀の国わかやま国体」【和歌山市】視察
平成27年 9月26日	第70回国民体育大会「紀の国わかやま国体」【和歌山市、九度山町】視察
～27日	
平成27年 9月29日	第70回国民体育大会「紀の国わかやま国体」【紀の川市、九度山町】視察
平成27年10月 1日	第70回国民体育大会「紀の国わかやま国体」【和歌山市】視察
～2日	
平成27年12月25日	第4回国体開催準備市町担当者連絡会開催

年 月 日	経 過 概 要
平成28年 4月 1日	<u>国体準備室の体制を拡充（専任職員4名）</u>
平成28年 8月 3日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第4回常任委員会および第4回総会開催
平成28年10月 1日 ～3日	<u>第71回国民体育大会「希望郷いわて国体」【北上市、奥州市、一戸町】</u> <u>視察</u>
平成28年10月 7日 ～9日	<u>第71回国民体育大会「希望郷いわて国体」【花巻市、北上市、奥州市】</u> <u>視察</u>
平成28年12月21日	第5回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成29年 3月17日	第6回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成29年 6月11日	<u>第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」弓道プレ大会【敦賀市】</u> <u>視察</u>
平成29年 6月13日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第7回広報・県民運動専門委員会において【両大会のマスコットキャラクター「キャプティン・チャップティン」が決定】
平成29年 7月11日	第7回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成29年 7月31日	<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第5回常任委員会および第5回総会開催</u> <u>国体会場市町第三次内定【ハンドボール、弓道、なぎなた】</u>
平成29年 8月 7日	<u>第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」ハンドボールプレ大会【福井市、永平寺町】</u> 視察
平成29年 9月 8日	<u>第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」陸上競技プレ大会【福井市】</u> 視察
平成29年 9月27日	<u>ひこにゃん国体仕様【陸上競技、ハンドボール、弓道、なぎなた】</u> 発表
平成29年 9月29日 ～10月 1日	<u>第72回国民体育大会「愛顔つなぐえひめ国体」【松山市】</u> 視察
平成29年10月 9日 ～10日	<u>第72回国民体育大会「愛顔つなぐえひめ国体」【松山市】</u> 視察
平成29年10月29日 ～30日	<u>第17回全国障害者スポーツ大会「愛顔つなぐえひめ大会」【松山市】</u> <u>視察</u>
平成29年12月12日	<u>開催予定競技PR用のぼり旗作成</u>
平成29年12月14日	<u>開催予定競技PR用ステッカー作成</u>
平成30年 1月22日	第8回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成30年 3月19日	第9回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成30年 5月21日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第6回常任委員会および第6回総会開催
平成30年 6月14日	公益財団法人日本スポーツ協会平成30年度第1回国民体育大会委員会において【大会名称は「国民スポーツ大会」、略称は「国スポ（こくすぽ）」】とすることを承認

年 月 日	経 過 概 要
平成30年 6月29日	第10回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成30年 9月12日	<u>開催予定競技PR用横断幕作成</u>
平成30年 9月14日	<u>第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」【福井市】視察</u>
平成30年 9月27日	第11回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成30年 9月28日	<u>彦根市国民体育大会等運営基金設置</u>
平成30年 9月29日	<u>第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」【福井市】視察</u>
平成30年10月 1日	<u>第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」【福井市、敦賀市】視察</u>
平成30年10月 2日	<u>第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」【敦賀市】視察</u>
平成30年10月 5日	<u>第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」【福井市、鯖江市】視察</u>
平成30年10月 8日 ～9日	<u>第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」および第18回全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」【福井市】視察</u>
平成30年10月12日 ～13日	<u>第18回全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」【福井市】視察</u>
平成30年10月25日	<u>中央競技団体正規視察【弓道】実施</u>
平成30年11月30日	第12回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成30年12月20日	<u>第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」弓道競技会等に係る事業概要説明会【敦賀市】出席</u>
平成31年 1月17日 ～18日	<u>中央競技団体正規視察【ハンドボール】実施</u>
平成31年 2月 6日	<u>ひこにゃん炬火仕様発表</u>
平成31年 2月12日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第13回広報・県民運動専門委員会において【両大会の愛称「わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ」およびスローガン「湖国の感動 未来へつなぐ」が決定】
平成31年 2月15日	<u>中央競技団体正規視察【なぎなた】実施</u>
令和 元年 5月 9日	第13回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和 元年 5月17日	<u>第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第7回常任委員会および第7回総会開催</u>
令和 元年 6月 3日	<u>国スポ開催予定施設変更【ハンドボール】</u>
令和 元年 6月 6日	<u>障スポ会場地市町第一次内定【開閉会式、陸上競技】</u>
令和 元年 6月 3日	滋賀県が公益財団法人日本スポーツ協会および文部科学省に対し、開催申請書を提出
令和 元年 6月 6日	第14回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和 元年 7月17日	<u>公益財団法人日本スポーツ協会第3回理事会において、第79回国民スポーツ大会の開催地を滋賀県に内定</u>
令和 元年 8月30日	国スポ競技別連絡調整会議【ハンドボール】開催

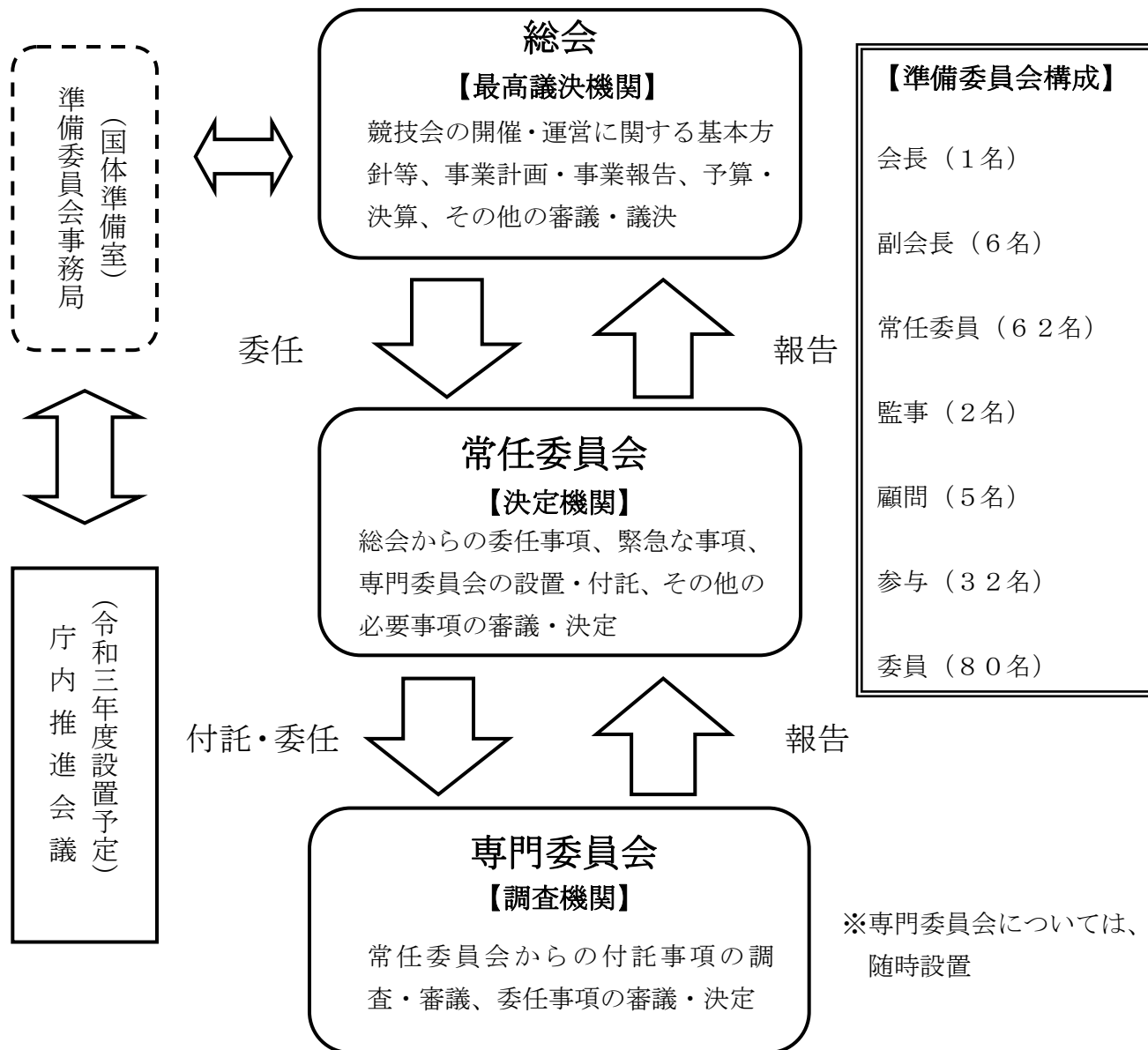
年 月 日	経 過 概 要
令和 元年 9月 6日	第15回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和 元年 9月 27日 ～ 29日	<u>第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」【ひたちなか市、常陸大宮市】視察</u>
令和 元年 10月 2日 ～ 5日	<u>第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」【守谷市、坂東市】視察</u>
令和 元年 10月 4日 ～ 6日	<u>第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」【常総市、守谷市】視察</u>
令和 元年 10月 6日 ～ 8日	<u>第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」【水戸市、ひたちなか市】視察</u>
令和 元年 10月 11日 ～ 13日	<u>第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」【ひたちなか市】視察</u> <u>→台風19号の影響により全日程を中止とすることが決定されたことから、視察中止</u>
令和 元年 10月 18日	国スポ競技別連絡調整会議【なぎなた】開催 国スポ競技別連絡調整会議【弓道】開催
令和 元年 11月 28日	<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会設立発起人会開催</u>
令和 元年 12月 19日 ～ 20日	<u>第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」弓道競技会等に係る事業概要説明会【水戸市】出席</u> <u>第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」ハンドボール競技会等に係る事業概要説明会【常総市】出席</u>
令和 2年 1月 14日	中央競技団体正規視察【陸上競技】実施
令和 2年 1月 27日	<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会設立総会・第1回総会開催</u>

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュール



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

彦根市準備委員会組織図



- 【専門委員会 (案)】** ※名称等については必要に応じ変更する
- 総務企画
(総合計画、財務、広報、市民協働、歓迎・接伴 等)
 - 競技式典
(競技、式典、施設 等)
 - 宿泊衛生
(宿泊、医事・衛生 等)
 - 輸送交通
(輸送、交通、警備、消防 等)

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 彦根市準備委員会設立趣意書

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

昭和 56 年(1981 年)に本県で開催された第 36 回「びわこ国体」においては、本市は夏季大会の開・閉会式をはじめ、水泳、テニス、ハンドボール、高校野球を運営し成功に導きました。その貴重な経験と教訓はその後の本市スポーツの普及・促進や市勢発展へとつながっています。

全国障害者スポーツ大会は、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的としており、本市では初めての開催となります。

今後、本市もホストタウンとして取り組む「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」、本市が陸上競技(10 km ロードレース)の会場となる「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」など世界的なスポーツイベントが相次いで開催され、市民のスポーツへの関心はいよいよ高まってまいります。

このような中、令和 6 年(2024 年)に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会が本県、そして本市で開催されることは、さらなるスポーツの普及・促進と市勢の発展、また、みんながともに支えあう社会の実現につながるものです。また本市の恵まれた歴史・文化・自然等の地域資源を全国にアピールする絶好の機会でもあります。

両大会開催に向けての市民一体となった取り組みは、市全体の連帯感を高め、本市が目指す「風格と魅力ある都市の創造」に向けて極めて有意義なものと確信しております。

このような意義ある両大会を成功に導くために、市民・関係団体・行政からなる「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会」を設立し、彦根市の総力を結集して所期の目的を達成しようとするものであります。

令和元年(2019 年)11 月 28 日

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
彦根市準備委員会設立発起人

彦根市長	大久保 貴
彦根市議会議長	馬場 和子
彦根市副市長	山田 静男
彦根市教育長	西嶋 良年
彦根市病院事業管理者	金子 隆昭
一般社団法人彦根市スポーツ協会会長	小田柿幸男
彦根市身体障害者更生会会長	岸田 清次

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市準備委員会会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会(以下「準備委員会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 準備委員会は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

(目的)

第3条 準備委員会は、第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務および事業を行う。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催および準備のための収支に関すること。
- (4) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他準備委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第5条 準備委員会は、会長、副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員をもって構成する。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員は、次に掲げる者のうちから会長が選出する。

- (1) 彦根市議会議員
- (2) 彦根市職員

(3) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体を代表する者

(4) その他会長が特に必要と認める者

(選任)

第6条 会長は、彦根市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員および監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問、参与、委員および専門委員は、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に規定する事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

5 顧問は、準備委員会の運営に関して助言する。

6 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参加する。

7 専門委員は、専門委員会を構成し、第12条第2項および第3項に規定する事項を審議する。

(任期等)

第8条 会長の任期は、準備委員会が解散するときまでとする。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員(以下この条において「副会長等」という。)の任期は、委嘱の日から準備委員会が解散するときまでとする。

3 副会長等が就任時において所属する関係機関または関係団体の役職を離れたときは、副会長等を辞任したものとみなす。この場合において、市長は、当該関係機関または関係団体の後任者を、当該副会長等の後任者に委嘱するものとし、当該後任者は、その残任期間を務めるものとする。

4 会長は、副会長等に特別な事情が生じたときは、当該副会長等を解任することができる。

5 会長は、会長および副会長等(専門委員を除く。)の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

6 会長および副会長等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
- (総会)

第 10 条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
 - 4 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
 - 5 総会は、副会長、常任委員および委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
 - 6 副会長、常任委員および委員は、総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長、常任委員および委員は、総会に出席したものとみなす。
 - 7 総会の議事は、出席した副会長、常任委員および委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。
- (常任委員会)

第 11 条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。

- 7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置および運営ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号の規定により専門委員会に付託する事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 常任委員会は、副会長および常任委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 11 副会長および常任委員は、常任委員会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長および常任委員は、常任委員会に出席したものとみなす。
- 12 常任委員会の議事は、出席した副会長および常任委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか専門委員会の運営に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

第13条 会長は、総会および常任委員会(以下この条において「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないと認める場合は、総会等の権限に属する事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、総会等の権限に属する事項で軽易なものを専決処分することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承

認を得なければならない。

第5章 事務局

第14条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 準備委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第16条 準備委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第17条 準備委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、競技会に関するすべての業務を終了した後、解散する。

(残余財産の帰属)

第20条 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、彦根市に帰属するものとする。

第8章 補則

第21条 この会則に定めるもののほか準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和2年 月 日から施行する。

第2号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
彦根市準備委員会 名簿(案)

(順不同・敬称略)

会 長

所属機関・団体・役職名	氏 名
彦根市長	大久保 貴

副 会 長

所属機関・団体・役職名	氏 名
彦根市議会議長	馬場 和子
彦根市副市長	山田 静男
彦根市教育長	西嶋 良年
彦根市病院事業管理者	金子 隆昭
一般社団法人彦根市スポーツ協会会長	小田柿幸男
彦根市身体障害者更生会会長	岸田 清次

常任委員

所属機関・団体・役職名	氏 名
彦根市議会副議長	安澤 勝
彦根市議会企画総務消防常任委員長	谷口 典隆
彦根市議会福祉病院教育常任委員長	野村 博雄
彦根市議会市民産業建設常任委員長	矢吹 安子
彦根市市長直轄組織参事(総括)	山本 茂春
彦根市市長直轄組織危機管理監	谷澤 幸治
彦根市企画振興部長	犬井 義夫
彦根市企画振興部参事(国体担当)併教育委員会事務局参事(新市民体育センター担当)	西山 武
彦根市総務部長	牧野 正
彦根市総務部参事兼契約監理室長	長野 繁樹
彦根市市民環境部長	鹿谷 勉
彦根市福祉保健部長	田中 一朗
彦根市子ども未来部長	高橋 嘉子
彦根市産業部長	辻 宏育
彦根市都市建設部長	藤原 弘
彦根市上下水道部長	安居 庄二
彦根市立病院事務局長	馬場 完之

所属機関・団体・役職名	氏名
彦根市会計管理者	山縣 忠一
彦根市消防長	岡田 広幸
彦根市消防本部参事	高田 忠見
彦根市議会事務局長	廣瀬 淳
彦根市教育委員会事務局教育部長	岸田 道幸
滋賀県湖東環境事務所長	内藤 幹滋
滋賀県湖東健康福祉事務所長(彦根保健所長)	切手 俊弘
滋賀県湖東農業農村振興事務所長	南 重治
滋賀県湖東土木事務所長	中島 智史
滋賀県警察本部彦根警察署長	田中 敏雄
彦根市校園長会会長	小野 淳
滋賀県高等学校長協会理事(湖東)	田中 浩一
一般社団法人彦根市ｽﾎﾟｰﾂ協会副会長	安居 廣
一般社団法人彦根市ｽﾎﾟｰﾂ協会副会長	中村傳一郎
一般社団法人彦根市ｽﾎﾟｰﾂ協会副会長	寺崎 政子
一般社団法人彦根市ｽﾎﾟｰﾂ協会専務理事	木村 輝男
一般財団法人滋賀陸上競技協会会長	奥村 展三
滋賀県ﾊﾞﾄﾞﾎﾟｰﾙ協会会長	上野賢一郎
滋賀県弓道連盟会長	中野 秀也
滋賀県なぎなた連盟理事長	吉田 伸子
彦根市ｽﾎﾟｰﾂ推進委員協議会会長	高橋伊三男
彦根市学区体育振興会連絡協議会会長	中村 一
滋賀県小学校体育連盟彦根支部長	大西 康夫
彦根市中学校体育連盟会長	日夏 晶一
滋賀県高等学校体育連盟陸上競技専門部長	中村 光児
滋賀県高等学校体育連盟ﾊﾞﾄﾞﾎﾟｰﾙ部長	池田 健一
滋賀県高等学校体育連盟弓道部長	森 美穂
滋賀県高等学校体育連盟なぎなた専門部長	田中 浩一
社会福祉法人彦根市社会福祉協議会会長	圓城 治男
特定非営利活動法人彦根育成会理事長	辻 桂司
公益社団法人彦根観光協会会長	一圓 泰成
彦根ﾎﾃﾙ旅館組合会長	田井中 徹
彦根食品衛生協会会長	法村 賢仁
彦根交通安全協会会長	古川傳次郎
西日本旅客鉄道株式会社彦根駅長	西村 誠一

所属機関・団体・役職名	氏名
近江鉄道株式会社代表取締役社長	喜多村樹美男
一般社団法人彦根医師会会長	奥野 資夫
彦根商工会議所会頭	小出 英樹
稲枝商工会会長	木村 初男
彦根商店街連盟会長	安澤 勝
東びわこ農業協同組合代表理事理事長	大脇 利博
彦根市消防団長	中村 藤夫
彦根市健民少年団団長	伊藤 雅彦
彦根市地域婦人団体連絡協議会会長	小菅 綾子
公益社団法人彦根青年会議所理事長	宮川 佳典

監 事

所属機関・団体・役職名	氏名
彦根市監査委員(識見)	若林 忠彦
彦根市監査委員(議会選出)	長崎 任男

顧 問

所属機関・団体・役職名	氏名
衆議院議員	上野賢一郎
滋賀県議会議員	大野和三郎
滋賀県議会議員	細江 正人
滋賀県議会議員	江畑弥八郎
滋賀県議会議員	中沢 啓子

参 与

所属機関・団体・役職名	氏名
彦根市議会議員	辻 真理子
彦根市議会議員	中川 睦子
彦根市議会議員	角井 英明
彦根市議会議員	堀口 達也
彦根市議会議員	北川 元気
彦根市議会議員	上杉 正敏
彦根市議会議員	中野 正剛
彦根市議会議員	杉原 祥浩
彦根市議会議員	和田 一繁

所属機関・団体・役職名	氏名
彦根市議会議員	森野 克彦
彦根市議会議員	林 利幸
彦根市議会議員	森田 充
彦根市議会議員	小川 吉則
彦根市議会議員	赤井 康彦
彦根市議会議員	小川 隆史
彦根市議会議員	黒澤 茂樹
彦根市議会議員	伊藤 容子
彦根市議会議員	長崎 任男
朝日新聞大阪本社彦根支局	田中 昭宏
毎日新聞大阪本社彦根支局	西村 浩一
読売新聞大阪本社彦根支局	名和川 徹
中日新聞社彦根支局	増村 光俊
共同通信社大津支局	福田 亮太
時事通信社大津支局	寺沢 健之
京都放送滋賀放送局	谷口 直記
びわ湖放送彦根支社	松永五九雄
ZTV彦根放送局	谷川 善仁
エフエム滋賀彦根支局	伏木 篤
エフエムひこねコミュニティ放送	小幡 善彦
滋賀彦根新聞社	山田 貴之
彦根文化新聞社	猪飼 恵代
彦根タイムス	谷口 典隆

委員

所属機関・団体・役職名	氏名
国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局長	山岸 齊
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所彦根維持出張所長	金谷 和美
滋賀県立彦根総合運動場長	前田 光治
国立大学法人滋賀大学学長	位田 隆一
公立大学法人滋賀県立大学理事長・学長	廣川 能嗣
聖泉大学理事長・学長	小山 敦代
学校法人滋賀カトリック学園認定こども園聖マリア幼稚園園長	横田千佳子
学校法人野村学園みどり幼稚園理事長・園長	野村 郁雄
彦根市立幼稚園・こども園長会会長	山中 浩子

所属機関・団体・役職名	氏名
彦根市保育協議会会長	兒玉 恵子
彦根市PTA連絡協議会会長	大西 哲也
彦根市教育委員会教育長職務代理者	小松 照明
彦根市教育委員会教育委員	本田 啓子
彦根市教育委員会教育委員	永瀆 隆
彦根市教育委員会教育委員	西川 孝子
彦根市陸上競技協会会長	宮本 孝
彦根市バドミントン協会会長	上田健一郎
彦根市弓道連盟会長	中村傳一郎
彦根市なぎなた連盟会長	寺崎 政子
彦根市スポーツ少年団本部本部長	和田 英司
学校法人松風学園彦根総合高等学校校長	権並 裕子
パナソニック株式会社アプライアンス社ビューティ・パーソナルケア事業部彦根工場長	安藤 博
彦根市民生委員児童委員協議会連合会会長	菊地美和子
彦根市老人クラブ連合会会長	山中清次郎
彦根市赤十字奉仕団委員長	河合たまよ
彦根市肢体不自由児(者)父母の会会長	神崎美津枝
彦根市視覚障害者協会会長	山野 勝美
彦根市聴覚障害者協会会長	川瀬 昌隆
彦根市精神障害者家族会集まろう会会長	川並 正幸
彦根市母子福祉のぞみ会会長	内藤美代子
彦根市青少年育成市民会議会長	吉田徳一郎
一般社団法人近江ツーリズムボード会長	上田健一郎
滋賀県すし・料理生活衛生同業組合彦根支部長	藤山 悟
滋賀県社交飲食業生活衛生同業組合理事長	大橋 外美
滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合理事長	井上 良夫
近江トラベル株式会社代表取締役	植田 重弘
彦根地方水上安全協会会長	伊藤 孝樹
東海旅客鉄道株式会社米原駅長	草崎 弘和
中日本高速道路株式会社名古屋支社 彦根保全・サービスセンター所長	福澤 秀樹
彦根観光バス株式会社代表取締役	大西 和弥
湖国バス株式会社代表取締役	立川 敬一
琵琶湖汽船株式会社船舶営業部次長	松下 茂生
近江タクシー株式会社代表取締役	磯谷 淳
彦根タクシー株式会社代表取締役社長	田畑 太郎

所属機関・団体・役職名	氏名
有限会社湖城クワン代表取締役	谷川 幸子
一般社団法人滋賀県トラック協会彦根支部長	西村 嘉次
彦根歯科医師会会長	田井中 聡
一般社団法人彦根薬剤師会会長	疋田 州宏
医療法人友仁会友仁山崎病院理事長	矩 照幸
公益社団法人滋賀県看護協会第5地区支部長	林 優子
彦根市健康推進員協議会会長	小谷 牧江
彦根商工会議所副会頭	夏原 平和
彦根商工会議所副会頭	上田健一郎
彦根商工会議所副会頭	木川 英樹
彦根商工会議所副会頭	橋本 健一
彦根仏壇事業協同組合理事長	宮川 孝昭
滋賀バルブ協同組合理事長	中川 哲
ひこね繊維協同組合理事長	宮脇 國雄
一般社団法人滋賀県建設業協会彦根支部長	谷 節雄
彦根金融協議会会長	四方 清文
彦根商工会議所三水会代表幹事	山口 建次
関西電力株式会社滋賀支社支社長代理	井上 清宏
大阪ガス株式会社滋賀地区支配人	船谷 昭夫
ひこね市民活動センター理事長	棚橋 勝道
一般財団法人彦根市事業公社常務理事	山田 茂生
彦根市浄化槽業者協議会会長	北川 光明
彦根ボランティアカーボ協会会長	宮下 哲
日本ボートカウズ滋賀連盟彦根第1団委員長	大橋 昭浩
彦根市子ども会指導者連合会会長	小幡 善彦
彦根ロータークラブ会長	本庄 秀樹
彦根南ロータークラブ会長	田中 寿信
彦根ライオンズクラブ会長	布目 雅稔
彦根金亀ライオンズクラブ会長	林 清和
彦根ワイズメンズクラブ会長	宮本 年博
彦根シャトワイズメンズクラブ会長	安澤 勝
国際ソフチスト彦根会長	小出ふじ子
彦根地区労働者福祉協議会会長	千秋 章造
全滋賀教職員組合彦根市教職員組合執行委員長	田邊 義明
滋賀県教職員組合湖東第一第二支部彦根地区執行委員長	西堀 之亮

所属機関・団体・役職名	氏名
彦根市職員労働組合連合会執行委員長	藤田 幸男

会 長	1名
副 会 長	6名
常任委員	62名
監 事	2名
顧 問	5名
参 与	32名
委 員	80名
計	188名

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市準備委員会第1回総会次第

1 開会

2 議事

第1号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
彦根市開催基本方針（案）

第2号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
彦根市準備委員会総会から常任委員会への委任事項（案）

3 報告事項

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
彦根市準備委員会事務局規程

4 閉会

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市開催基本方針(案)

1 基本方針

第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、競技力の向上やスポーツの普及・振興を図ることで、すべての市民がより身近にスポーツを楽しみ、生涯を通じて健康で心豊かな生活を送ることができるよう、両大会を一体的に開催することで、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与する大会とします。

また、市民総参加で心のこもったおもてなしや情報発信に取り組むことで、市全体の連帯感を高め、本市が目指す「風格と魅力ある都市の創造」につながる大会を目指します。

2 実施目標

(1) スポーツで彦根を元気にする大会

市民一人ひとりが、年齢、性別、健康状態や障害の有無等に関わらず、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形でスポーツに積極的に参画するきっかけとします。

(2) 彦根の子ども・若者や女性が主体的に関わる大会

子ども・若者や女性による大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図ることで、子ども・若者の育成やスポーツを通じた女性活躍の推進につなげます。

(3) みんながともに支えあう彦根を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、スポーツを通じた交流の場の創出により、障害への理解を深め、ともに支えあう社会を築きます。

(4) 市民総参加でつくり、彦根の力を結集する大会

東京2020オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ2021関西で高まる関心や実績を両大会につなげ、スポーツボランティア活動が円滑に行われるように努め、市民、地域、関係機関・団体、大学、事業者、NPOなどの多様な主体による大会準備・運営への参画や発信を推進し、市民の力を結集します。

(5) 彦根の魅力を再発見し、地域振興につなげる大会

自然、歴史、文化、食などの様々な彦根の魅力を見つめなおし、全国に発信するとともに、競技会運営やおもてなしをきっかけとした地域振興を図ります。

(6) 彦根の子どもが、彦根で育ち、彦根で活躍する大会

大会を契機として、彦根の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、彦根のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めます。

(7) 彦根の特色を生かし、創意工夫を凝らした大会

既存施設の有効活用や大会運営の簡素化・効率化を徹底し、開催経費の低減に努めつつ、彦根らしい魅力あふれる大会を目指します。

第 2 号議案

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 彦根市準備委員会総会から常任委員会への委任事項(案)

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会会則第 10 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画および運営に関すること
- 2 財務、広報、市民協働および歓迎・接伴に関すること
- 3 競技、式典および施設に関すること
- 4 宿泊および医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、警備・消防に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

報告事項

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

彦根市準備委員会事務局規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会会則(以下「会則」という。)第 14 条第 3 項の規定に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会(以下「準備委員会」という。)の事務局の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第 2 条 準備委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、彦根市企画振興部国体準備室に置く。

(所掌事務)

第 3 条 事務局の所掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(職員)

第 4 条 事務局に別表第 2 の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる彦根市職員をもって充てる。

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員、臨時職員等を置くことができる。

3 前 2 項の職員(以下「職員」という。)は、準備委員会会長(以下「会長」という。)が任免する。

(職務)

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第 6 条 職員の服務については、彦根市職員の服務に関する規程(昭和 40 年 4 月 1 日訓令第 10 号)の例による。

第 2 章 決裁

(決裁事項)

第 7 条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会および常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会および常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 準備委員会の副会長等の委嘱等に関すること。
- (4) 準備委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要または異例であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第 8 条 事務局長および事務局次長は、別表第 3 に掲げる事項を専決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要または異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長が代決することができる。

2 専決権者が不在のときは、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「国障彦準委」の記号および会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

2 決裁文書には、次に掲げる決裁文書の種類に応じ、当該各号に定める決裁区分を表示しなければならない。

(1) 会長の決裁を受けるもの 会長

(2) 事務局長の専決を受けるもの 局長

(3) 事務局次長の専決を受けるもの 次長

(文書の保存)

第11条 処理済の文書は、事務局において編さんし、事務局次長が別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第19条の規定により準備委員会が解散したときは、保存文書を彦根市へ引き継ぐものとする。
(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、彦根市公文書管理規則（平成15年5月26日規則第35号）の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 準備委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体および用途は、別表第5のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、彦根市公印規則（昭和39年4月1日規則第9号）の例による。

第5章 財務

(旅費および費用弁償)

第15条 職員の旅費の額およびその支給方法については、彦根市職員等の旅費に関する条例（昭和40年3月27日条例第5号）の例による。

2 市外に在住または在勤している準備委員会の会長または会則第8条第2項に規定する副会長等が、総会、常任委員会、専門委員会への出席のために、市外から鉄道を利用して旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。

3 前 2 項の規定に関わらず、緊急の場合またはその例により難いものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

(予算)

第 16 条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第 17 条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第 17 条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第 18 条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第 19 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第 20 条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、彦根市財務規則(平成 5 年 3 月 30 日規則第 11 号)および彦根市契約規則(昭和 44 年 11 月 15 日規則第 33 号)の例による。

第 6 章 補則

(委任)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 月 日から施行する。

別表第1(第3条関係)

所 掌 事 務
(1) 準備委員会の組織、人事、服務等に関すること。
(2) 総会、常任委員会および専門委員会の開催運営に関すること。
(3) 準備委員会の事業計画および事業報告に関すること。
(4) 準備委員会の予算および決算に関すること。
(5) その他準備委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第2(第4条関係)

事務局長	企画振興部参事(国体担当)
事務局次長	企画振興部国体準備室長
事務局職員	企画振興部国体準備室職員

別表第3(第8条関係)

事項	事務局長	事務局次長
(1)申請、届出、通知、照会、回答および報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2)非常勤職員、臨時職員等の任免に関すること。		○
(3)非常勤職員、臨時職員等の服務に関すること。		○
(4)事務の分担に関すること。		○
(5)出張命令に関すること。	準備委員会の委員等および事務局次長	事務局職員、非常勤職員、臨時職員等
(6)工事執行に関すること。	1件の予定価格が3,000万円以上のもの	1件の予定価格が3,000万円未満のもの
(7)その他の予算執行に関すること。	1件の予定価格が500万円以上のもの	1件の予定価格が500万円未満のもの
(8)予算の流用に関すること。		○
(9)収入調定および支出命令に関すること。		○

別表第4(第9条関係)

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局職員のうち事務局長があらかじめ指定する職員

別表第5(第13条関係)

名 称	形 状	大 き さ	書 体	用 途
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会会長之印	正方形	27ミリメートル	てん書	会長名をもつてする文書
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会事務局長之印	同上	24ミリメートル	同上	事務局長名をもつてする文書